

いじめ防止基本方針について

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、いじめを受けた生徒とその保護者の立場に立って、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条より）

○具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に理解し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめの疑いが認知された場合、的確に「早期対応」に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

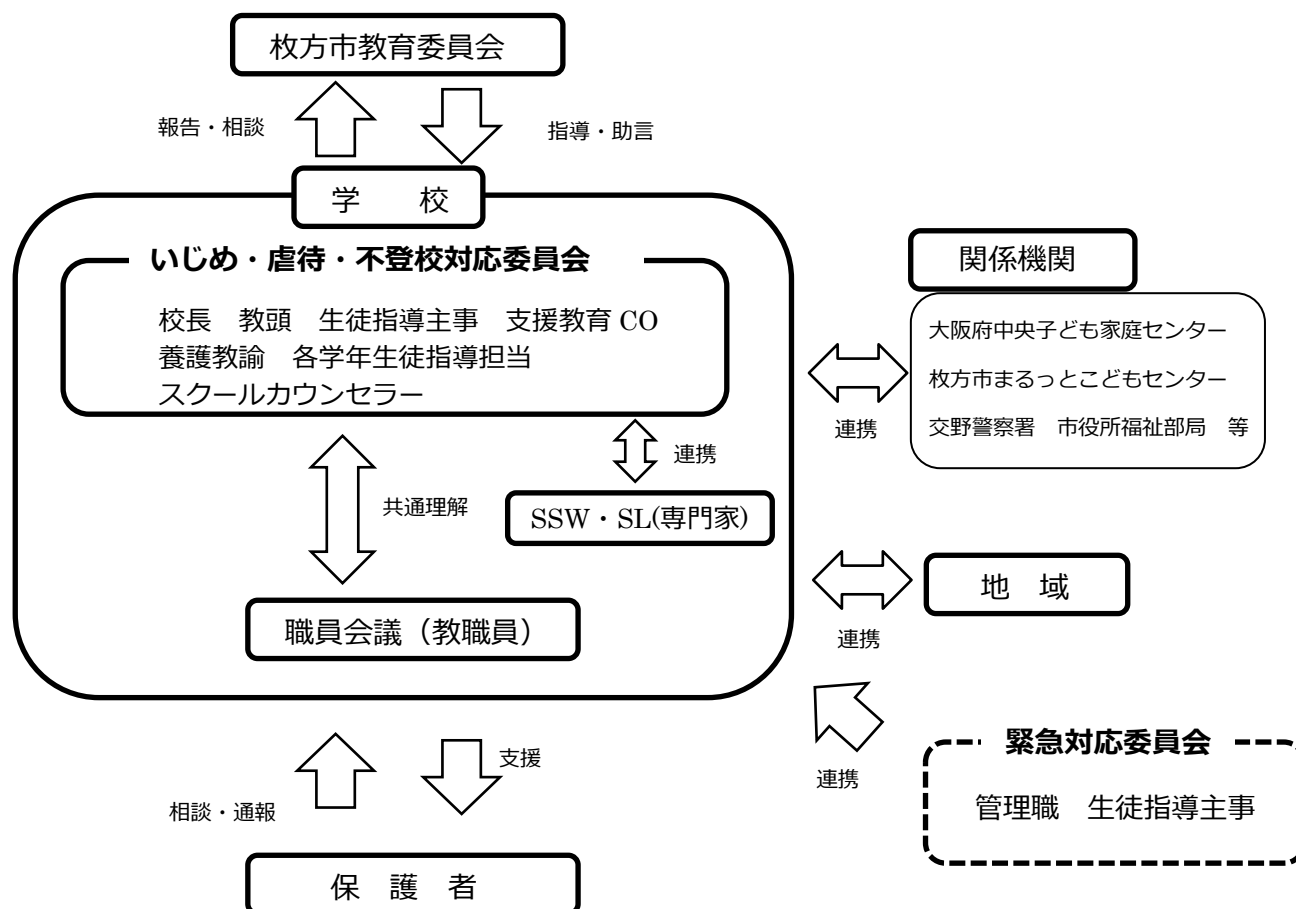
4. いじめ防止のための組織

「いじめ・虐待・不登校対応委員会」

○構成員

校長 教頭 生徒指導主事 支援教育 CO 養護教諭
各学年生徒指導担当 スクールカウンセラー

○「いじめ・虐待・不登校対応委員会」学校組織図



○主な役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

「拡大対応会議」

○拡大対応会議

いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ・虐待・不登校対応委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

- ◆ 学年主任、関係職員、その他関係諸機関等専門家

5. 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、全校レベルでの組織的、計画的な取り組みが必須である。組織体制の整備とともに年間の指導計画を立てて学校全体でいじめ問題に向き合う姿勢が大切である。本教育方針に沿って、以下のとおり計画する。

《年間指導計画》

- 4 月 ・学級、学年づくり(人間関係づくり)
 - ・方針、指導計画 策定→確認
 - ・管理職、生徒指導主事、不登校支援協力員による打ち合わせ
 - 5月 ・学校生活(いじめ)アンケート 実施
 - 6月 ・教育相談
 - 7 月 ・1 学期の振り返り
 - 8 月 ・職員研修・生徒の情報共有等
 - 9 月 ・2、3学期の計画
 - 10 月 ・人権行事(人権講演会)
 - ・管理職、生徒指導主事、不登校支援協力員による打ち合わせ
 - 11 月 ・学校生活(いじめ)アンケート 実施
 - ・教育相談
 - 2 月 ・学校生活(いじめ)アンケート 実施
 - ・教育相談
 - ・総括(いじめ・虐待・不登校等)
 - ・次年度の課題を検討
- ※ その他、いじめ・虐待・不登校対応委員会で検討し、研修会、保護者向け啓発活動等を適宜計画に盛り込んでいく。

6. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ・虐待・不登校対応委員会は、各学期の終わりの年 3 回、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

☆いじめの未然防止のために全教職員が取り組む体制

☆安心・安全に学校生活を送ることができるなど、未然防止の基本的な考え方

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉の専門家等の活用を通じて、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。生徒に対しては生徒会活動において校内のいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- (2) いじめをしない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために本校では、普段から挨拶の励行を呼びかけるとともに、各行事において縦割りの組織体制を重視し、あらゆる場面において生じる人間関係で基本となるコミュニケーション能力の育成を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、まずすべての生徒が参加・活躍できる「わかる授業づくり」を推進する。また、授業以外の行事においても生徒一人ひとりが参加・活躍できる集団づくりを推進し、集団の一員としての自覚や自信を育むことでストレスの軽減につなげるとともに互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自ら作り出していけるよう支援する。また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうるということを常に意識する。そして、特に体罰については、暴力を容

認するものであり、生徒の健全な成長と人格形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

- (4) 自己肯定感を育む取り組みとして、「縦割り」の組織による各行事の取り組みを通じ自他を認め合う下地を作る。また、クラブ活動・生徒会活動等を通じ社会性を育み、自分を認め、他者を認める気持ちの大切さを身に付けさせる。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けた生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめを受けた場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケートは学期に1回実施するとともに、学期ごとの教育相談等において早期発見に努める。日常の観察としては、休み時間・昼食時・放課後等における生徒の動向を見守る。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、積極的な電話等による連絡、家庭訪問、個人懇談等をさらに充実させる。
- (3) 特に、被害生徒が「いじめによる」欠席が続いている場合は、電話による連絡・家庭訪問等で被害生徒・保護者の心のケアに努め、被害生徒が校内で安心・安全な居場所づくり(校内教育支援ルーム等)に努める。被害生徒が連続して7日以上欠席が続いた場合は、「いじめ重大事態」になる恐れありとして、市教委へ報告するとともに、管理職・いじめ不登校委員会が中心になって調査を行い、解決に向けた対応を迅速に行う。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめを行った生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行ったが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

いじめの発見・通報を受けた場合、遊びや悪ふざけなどと区別しにくいことが多い。また、生徒や保護者からいじめの疑いの相談がある場合も、事実確認のため、まずは真摯に受け止め、些細な兆候であっても、その疑いがある行為には速やかに組織的に対応する。その際、いじめを受けた生徒を守るだけでなく、いじめを行った生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、学校が行う教育上の指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、関係機関や専門家等と連携を図り、適切に助言を求める。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合は早い段階から的確にかかわり、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、いじめを受けた生徒、いじめの情報を提供してくれた生徒を守り通す。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、いじめ・虐待・不登校対応委員会で情報共有するため、些細な兆候であっても真摯に向き合い、まずは学年会議などの場で話題にし、いつでも集団でかかわれる体制をとる。
- (3) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて交野警察署等の関係機関または専門家(SC・SSW・SL)に相談・通報し、適切に助言を求める。

3. いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめを行った生徒の別室指導などにより、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (2) いじめを受けた生徒から事情を聴く際、いじめられる生徒にも責任があるという考えはあってはならない。自尊感情を高めるよう留意する。
- (3) 家庭訪問等によりできるだけその日のうちにいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝える。その際も、いじめを受けた生徒・保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることが伝え、できる限り不安を取り除き、生徒の安全を確保するように努める。
- (4) 状況に応じて、心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得る。

4. いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) いじめを行った生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉の専門家などの外部専門家の協力も得て指導を行う。
- (2) いじめを行った生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、はやし立てたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、学級単位さらには学年単位で話し合いの機会を持ち、同調したり傍観して見過ごすこともいじめへの加担であることを理解させる。そして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶に向かわせる集団の雰囲気醸成していく。

- (2) すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、クラブ活動等を通して常に望ましい人間関係の構築を意識させるよう働きかける。

6. ネット上のいじめへの対応

情報モラル・情報リテラシー教育を推進し、情報の授業やスマートフォン・SNS 等の利用についての学習会(講演会)を活用して、生徒のみならず保護者にも理解と協力を求めていく。

7. 相談機関等

枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

- ・児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867 月～金の9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

枚方市役所 子ども未来部「まるっとこどもセンター」(枚方市の家庭児童相談担当部署)

- ・子育て、親子関係友人関係のことなど、18 歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3220・3221 月～金の9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)

大阪府中央子ども家庭センター(児童相談所)

- ・子どもや家庭についての相談

072-828-0161 月～金の9時～17時45分 (祝日・年末年始を除く)

大阪府教育センターすこやか教育相談

- ・子どもからの相談(すこやかホットライン)

06-6607-7361 Eメール:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

- ・保護者からの相談(さわやかホットライン)

06-6607-7362 Eメール:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

- ・教職員からの相談(しなやかホットライン)

06-6607-7363 Eメール:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

- ・すこやか教育相談 24(平日の相談時間以外 24 時間対応)

0120-0-78310

第5章 いじめ重大事態に対する考え方

1. いじめ重大事態の定義

- (1) いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号)

2. いじめ重大事態の対応

- (1) 上記1. (1)は「生命・心身・財産重大事態」(1号事案)、1. (2)は「不登校重大事案」(2号事案)とされる。これらの原因として、いじめ(疑いも含む)が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施する。
- (2) 上記の2号事案は不登校の基準の年間30日を目安とするが、一定期間(7日以上)連続欠席している場合も迅速に上記内容の調査を実施して、解決を目指して学校として取り組むとともに、被害生徒・保護者の切実な思いを理解したうえで、いじめの事実の全容解明と学校・枚方市教育委員会等の対応を検証して、再発防止につなげることを目的とする。
- (3) 調査結果を被害生徒・保護者に適時・適切な方法で説明をする。
(ただし、関係者の個人情報には十分に配慮したうえで報告する。)
- (4) 被害生徒・保護者に対して、安心・安全な心を取り戻すためのケアを継続する。そして、校内に安心・安全を感じる居場所づくり(校内教育支援ルーム等)に努め、被害生徒が安心して登校できるように努めていく。
- (5) 加害生徒に対しても、保護者に協力を依頼して、自分の行為(いじめの重大さ)を認識させたうえで、成長・支援につなげる指導を継続していく。

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文科省)】

【不登校重大事態に係る調査の指針(文科省)】

